提示を求め、当該届出受理証等により法第十七条第三号に定める要件を備えていることを確認の上、当該顧客と当該支払等に係る為替取引又は当該顧客の当該支払等に係る電子決済手段等の移転等を行うものとする。この場合において、第一号に規定する期間を短縮した旨公示された場合は、当該顧客からの同号に掲げる電磁的記録の提示に代えて、当該銀行等、資金移動業者又は電子決済手段等取引業者等は当該期間を短縮した旨公示された内容について自ら確認することができる。

一　法第二十七条第二項ただし書又は第四項の規定により対内直接投資等を行つてはならない期間を短縮した場合であつて、対内直接投資等に関する命令（昭和五十五年総理府・大蔵省・文部省・厚生省・農林水産省・通商産業省・運輸省・郵政省・労働省・建設省令第一号）第八条の規定により、インターネットの利用その他の適切な方法により当該期間を短縮した旨が公示された場合　届出受理証（同令第三条第十三項に規定する届出受理証をいい、同令第三条の三第二項の規定により準用される同令第三条第十三項に規定する届出受理証を含む。以下この項及び次項において同じ。）及び当該期間を短縮した旨公示されたものを書面に出力したもの又は出力装置の映像面に表示したもの

二　法第二十七条第二項本文に規定する対内直接投資等を行つてはならない期間を経過した場合（同条第三項若しくは第六項又は第二十七条の三第二項の規定により期間を延長した場合を除く。）　届出受理証

三　法第二十七条第三項若しくは第六項又は第二十七条の三第二項の規定により対内直接投資等を行つてはならない期間を延長した場合であつて、法第二十七条第七項の規定による勧告を応諾する旨の通知又は同条第十項の規定による命令が行われることなく当該延長の期間を経過した場合　届出受理証及び期間の延長通知書（対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条第十項に規定する延長の期間を記載した文書をいう。以下この項において同じ。）

四　法第二十七条第五項の規定により対内直接投資等に係る内容の変更又は国の安全等に係る措置に関する修正の勧告が行われ、同条第七項の規定により当該勧告を応諾する旨の通知をした場合（次号に掲げる場合を除く。）　届出受理証及び変更勧告書（対内直接投資等に関する政令第三条第十六項に規定する勧告の内容を記載した文書をいう。次号において同じ。）

五　法第二十七条第五項の規定により対内直接投資等に係る内容の変更又は国の安全等に係る措置に関する修正の勧告が行われ、同条第七項の規定により当該勧告を応諾する旨の通知をした場合であつて、同条第十一項の規定により当該勧告の全部又は一部が取り消された場合　届出受理証、変更勧告書及び取消通知書（対内直接投資等に関する政令第三条第十六項に規定する取消しの内容を記載した文書をいう。第七号において同じ。）

六　法第二十七条第十項の規定により対内直接投資等に係る内容の変更又は国の安全等に係る措置に関する修正が命じられた場合（次号に掲げる場合を除く。）　届出受理証、期間の延長通知書及び変更命令書（対内直接投資等に関する政令第三条第十六項に規定する命令の内容を記載した文書をいう。次号において同じ。）

七　法第二十七条第十項の規定により対内直接投資等に係る内容の変更又は国の安全等に係る措置に関する修正が命じられた場合であつて、同条第十一項の規定により当該命令の全部又は一部が取り消された場合　届出受理証、期間の延長通知書、変更命令書及び取消通知書

3　［略］

求め、当該届出受理証等により法第十七条第三号に定める要件を備えていることを確認の上、当該顧客と当該支払等に係る為替取引又は当該顧客の当該支払等に係る電子決済手段等の移転等を行うものとする。この場合において、第一号に規定する期間を短縮した旨公示された場合は、当該顧客からの同号に掲げる電磁的記録の提示に代えて、当該銀行等、資金移動業者又は電子決済手段等取引業者等は当該期間を短縮した旨公示された内容について自ら確認することができる。

一　法第二十七条第二項ただし書又は第四項の規定により対内直接投資等を行つてはならない期間を短縮した場合であつて、対内直接投資等に関する命令（昭和五十五年総理府・大蔵省・文部省・厚生省・農林水産省・通商産業省・運輸省・郵政省・労働省・建設省令第一号）第八条の規定により、インターネットの利用その他の適切な方法により当該期間を短縮した旨が公示された場合　届出受理証（同令第三条第八項に規定する届出受理証をいう。以下この項及び次項において同じ。）及び当該期間を短縮した旨公示されたものを書面に出力したもの又は出力装置の映像面に表示したもの

二　法第二十七条第二項本文に規定する対内直接投資等を行つてはならない期間を経過した場合（同条第三項又は第六項の規定により期間を延長した場合を除く。）　届出受理証

三　法第二十七条第三項又は第六項の規定により対内直接投資等を行つてはならない期間を延長した場合であつて、同条第七項の規定による勧告を応諾する旨の通知又は同条第十項の規定による命令が行われることなく当該延長の期間を経過した場合　届出受理証及び期間の延長通知書（対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条第七項に規定する延長の期間を記載した文書をいう。以下この項において同じ。）

四　法第二十七条第五項の規定により対内直接投資等に係る内容の変更の勧告が行われ、同条第七項の規定により当該勧告を応諾する旨の通知をした場合（次号に掲げる場合を除く。）　届出受理証及び変更勧告書（対内直接投資等に関する政令第三条第十二項に規定する勧告の内容を記載した文書をいう。次号において同じ。）

五　法第二十七条第五項の規定により対内直接投資等に係る内容の変更の勧告が行われ、同条第七項の規定により当該勧告を応諾する旨の通知をした場合であつて、同条第十一項の規定により当該勧告の全部又は一部が取り消された場合　届出受理証、変更勧告書及び取消通知書（対内直接投資等に関する命令第九条に規定する通知書をいう。第八号において同じ。）

六　法第二十七条第十項の規定により対内直接投資等に係る内容の変更が命じられた場合（次号に掲げる場合を除く。）　届出受理証、期間の延長通知書及び変更命令書（対内直接投資等に関する政令第三条第十二項に規定する命令の内容を記載した文書をいう。次号において同じ。）

七　法第二十七条第十項の規定により対内直接投資等に係る内容の変更が命じられた場合であつて、同条第十一項の規定により当該命令の全部又は一部が取り消された場合　届出受理証、期間の延長通知書、変更命令書及び取消通知書

3　［略］